

**令和8年度いわてで生み育てる県民運動の  
広報に係る企画運営等業務**

**業務仕様書**

**令和8年4月**

**岩手県保健福祉部  
保健福祉企画室**

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度いわてで生み育てる県民運動の広報に係る企画運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 委託業務の概要

### (1) 業務の名称

令和8年度いわてで生み育てる県民運動の広報に係る企画運営等業務

### (2) 委託する業務の概要

岩手県では結婚、出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、地域社会が一体となって安心して子どもを生み育てる環境づくりに取り組む機運を醸成するため「いわてで生み育てる県民運動」を推進しており、県民運動に関係する県の取組等の広報及び県民向けセミナーの運営等を実施する。

### (3) 委託期間及び予算額

#### ア 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

#### イ 予算額

5,589,000円以内（税込）

## 2 委託業務の内容

### (1) 若者に向けた県の取組等の情報発信

結婚、妊娠・出産、子育てに関する当事者である岩手県内の20代から30代の男女をターゲットに、県の取組等下記事項について、情報の内容やターゲットに適したメディアを活用したうえで、目的に沿った広報を行うこと。

#### ア 県が委託し実施しているライフプランセミナーの認知度向上及びセミナー受講者数の増加

バナー広告の作成	4種類
GDN広告の実施	1種類あたり「表示回数300,000回・クリック誘導3,000程度を想定

#### イ 県内30市町村が実施する「結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム等」の認知度向上及び申請促進

バナー広告の作成	1種類
GDN広告の実施	表示回数300,000回・クリック誘導3,000程度を想定

#### ウ 県内に所在する「遊び場」の認知度向上及び利用者数の増加

Instagramによるインフルエンサーを活用したPR投稿	複数名により15回程度を想定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民への情報拡散を最大化できるようなインフルエンサーの起用を提案すること。</li> <li>・インフルエンサーに取材してもらった施設は、雨天等でも活用できる屋内遊び場を中心に、県と受託者で協議の上、決定するもの。</li> </ul>	

#### エ その他の要件

- ・ 企画、制作、放送、経費支出等までの一連の業務を行うこと。
- ・ 映像撮影に伴い、法令等に基づく許認可、届出等が必要となる場合は、必要な手続きを行うこと。
- ・ 情報発信の期間は、令和8年9月～令和9年1月頃を想定。

## (2) 県内企業に向けた県の取組等の情報発信

結婚、妊娠・出産、子育てに関する当事者である 20 代から 30 代の男女を雇用する県内企業（経営者及び管理職）をターゲットに、「いわて子育てにやさしい企業等の認証制度及びいわて女性活躍認定企業等の認定制度（以下、「各種認証等」という。）」の周知及び企業の認証等の取得促進を目的に、県内テレビCM及び県公式 YouTube チャンネルにおいて映像による情報発信を行うこと。

### ア 具体的な要件

映像の内容	各種認証等を受けている県内企業が参加するテレビ CM 及び YouTube のショート動画の作成 ※6社程度を取り上げることを想定 ※県内企業の選定は県が行い、出演調整等は受託者が実施する。
映像の種類	① テレビCM 15秒（2種類（3社ずつが出演）） ② YouTube ショート動画 60秒程度（参加企業数分）
テレビCMの放送	期間は令和8年9月～令和9年1月頃を想定
YouTube 広告の実施	

### イ その他の要件

- ・ 企画、制作、放送、経費支出等までの一連の業務を行うこと。
- ・ 映像制作に際し、県がその目的を達成するための範囲内において、県主催イベント等での放映等の二次利用が想定されるため、出演者の肖像権やBGM等に関する著作権等の権利関係の処理を行うこと。
- ・ 映像撮影に伴い、法令等に基づく許認可、届出等が必要となる場合は、必要な手続きを行うこと。
- ・ ターゲットや素材を勘案し、上記以外の適切な広告媒体について提案すること。

## (3) 自治体に取り組む母子保健活動に関する情報発信

未就学期から成人期まで、ライフステージに応じて切れ目なくつながる母子保健施策を行っている市町村を紹介するため、県公式 YouTube チャンネルにおいて映像による情報発信を行うこと。

### ア 具体的な要件

映像の内容	YouTube のショート動画の作成 ※2市町村を取り上げることを想定 ※選定は県が行い、出演調整等は受託者が実施する。
映像の種類	YouTube ショート動画 60秒程度（2市町村）
YouTube 広告の実施	期間は令和8年9月～令和9年1月頃を想定

### イ その他の要件

上記2（2）イと同じ

## (4) 県民向けセミナーの運営

県民向けのセミナーの実施にあたり、下記事項を実施すること。

### ア セミナー概要

対象者	岩手県民
開催方法	対面開催（盛岡市内）及びオンライン配信（zoomを想定）の併用
開催日時	令和8年7月29日（水）午後 （同日午前中に会場設営することを想定）

## イ 具体的な要件

- ・ 参加者の募集・申込管理、当日のオンライン配信（機材の準備を含む）、会場使用料及び講師1名並びにパネリスト3名の謝金や交通費等の支出に関する一切の事務を行うこと。なお、具体的な内容については事前に県と協議すること。
- ・ 参加者の募集・申込管理を行うにあたり、Google フォームや Microsoft Forms 等、イベント参加者が簡易に申し込みができる既存のプラットフォームを活用すること。
- ・ 会場は既に県で仮予約済であるもの。また、会場使用料及び講師等の謝金や交通費等については、500,000円（税込）で積算すること。
- ・ 会場の選定及び講師並びにパネリストの選定、当日の運営マニュアルや進行表等の作成、司会の手配、チラシの作成等、上記以外の事項については、県が実施する。

## (5) ロゴマークの活用

県民運動のキャッチフレーズ「いわての子 みんなでつくる 大きなゆりかご」及びロゴマークを活用すること。

【ロゴマーク】



## 3 成果物

### (1) 業務報告書

- ・ 業務完了後に、紙媒体2部及び電子ファイル（PDF形式）を提出すること。
- ・ 広告を実施した場合、実績証明ができる書類を添付すること。また、WEB広告を実施した場合は、広告効果等の測定・分析を含めること。

### (2) 動画データ

- ・ 映像作成を行った場合は、県がダビング、編集できる動画データを提出すること。

## 4 業務にあたっての留意事項

### (1) 契約の変更

仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更が行われることがあること。

### (2) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果品を利用できるものとする。

## 5 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできないものとする。

イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努める等ものとする。

また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

エ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

## (2) 再委託の相手方

受託者は、(1) イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

## (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記4(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

## (4) 機密の保持

受託者(再委託を含む)は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

## (5) 個人情報の取扱いについて

セミナー受講者等の個人情報は、岩手県個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)等により取り扱うこと。

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法第57号。以下「法」という。第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者(以下「個人情報管理責任者」という。)及び当該業務に従事する者(以下「受注業務従事者」という。)を指定し、県に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。

**(6) 権利の帰属等**

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果品を利用できるものとする。

**(7) 必要な許認可・許諾等**

本業務の実施に必要な許認可や取材先への申し込み等の事務手続きは、全て受託者が行う。